

越谷市

法定外公共物 占用許可基準

平成31年4月制定

令和8年4月改正

建設部道路総務課

越谷市法定外公共物占用許可基準 目次

第1章	一般基準	
1	目的	・・・P 1
2	規準の範囲	・・・P 1
3	占用物件の構造	・・・P 1
4	占用物件の意匠等	・・・P 1
5	事前協議	・・・P 1
6	その他	・・・P 1
第2章	個別基準	
1	通路による占用	
2	電柱等による占用	・・・P 2
3	電線等による占用	・・・P 2
4	無線基地局等による占用による占用	・・・P 2
5	管路による占用	・・・P 2
6	排水管による占用	・・・P 3
6	広告塔等による占用	・・・P 3
7	農業用揚水施設、堰その他の農業用活動のために 必要な施設による占用	・・・P 3
8	上空通路による占用	・・・P 3
9	ゴミ集積所等による占用	・・・P 4
10	建築用足場、工事用仮囲い等による占用	・・・P 4
11	養生による占用	・・・P 4
12	一時材料置場による占用	・・・P 4
13	その他	・・・P 4
附則		・・・P 5

越谷市法定外公共物許可基準

第1章 一般基準

(目的)

- 1 この基準は、越谷市法定外公共物管理条例（令和7年条例第29号。以下「条例」という。）第4条第1項第1号から第3号の規定に基づく、市長の管理する法定外公共物（以下「公共物」という。）の占用等の許可に際して、許可の基準を定めることにより、公共物の保全及び適正な管理を図ることを目的とする。

(基準の範囲)

- 2 この基準は、条例第2条に規定する公共物内における工作物の設置等に適用する。ただし、条例第2条のうち道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道における工作物の設置等については、別に定める越谷市道路占用許可基準に準じてこれを取り扱うものとする。

(占用物件の構造)

- 3 占用物件の構造は、次の各号に掲げるところによらなければならない。
 - (1) 地上に設ける物件にあつては、相当強度の風雨、地震等に耐え得るもので、かつ、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により公共物の構造等に危険を与えないものであること。
 - (2) 地下に設ける物件にあつては、自重、土圧に対して安全な構造であるとともに公共物に影響を与えないものであること。
 - (3) 橋梁などに取り付ける占用物件の構造は、橋梁などの強度に影響を与えないものであること。

(占用物件の意匠等)

- 4 占用物件の意匠及び色彩は、越谷市景観条例（平成25年条例第17号）を遵守し、都市の美観等を考慮したものであること。

(事前協議)

- 5 占用しようとする際には、公共物の管理者と事前協議を行うこと。

特に、占用をしようとする場所が、土地改良区又は農地管理組合等の管理区域内である場合は、該当する団体からの同意書を占用許可申請書に添付すること。（その他）
- 6 占用物件（一次占用）に当該占用者と別の者が物件を添加し占用（二次占用）を行う場合は、二次占用者から一次占用者の当該施設の使用に関する契約書、承認書などの明らかとなる書面を提出すること。

第2章 個別基準

(通路による占用)

- 1 通路による占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。
 - (1) 通路の設置箇所数は、同一の土地について1箇所とする。ただし、公共物の管理上支障がなく、かつ、通行の安全上必要であると認められる場合には、2箇所とすることができる。
 - (2) 通路の設置場所は、公共物の管理上支障がない場所とすること。
 - (3) 通路は、公共物に対して横断方向、かつ、最短距離に設置すること。なお、縦断となる占用は認めない。
 - (4) 通路には、転落防止等の安全対策を講じること。
 - (5) 車両の通行の用に供する通路の構造、設置場所及び幅員は、「越谷市まちの整備に関する条例<技術基準>」の「4. 車両出入口の設置」によること。
 - (6) 歩行者の通行の用に供する通路の幅員は、2メートル以下とすること。

(電柱等による占用)

- 2 電柱、電話柱等による占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。
 - (1) 公共物の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。
 - (2) 同一路線に電柱、電話柱等を設ける場合は、共架とすること。
 - (3) 電柱等の脚ていは、公共物の表面から1.8メートル以上の高さに、公共物の方向と平行に設けること。
 - (4) 電柱等の支線は、公共物の方向と平行に設けるものとし、危険表示をするため、黄色のガード等を取り付けること。

(電線等による占用)

- 3 電線等による占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。
 - (5) 公共物の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。
 - (1) 地上電線等の高さは、5.0メートル以上とすること。
 - (2) 公共物を横断して架設する場合は、公共物の方向に対して直角に横断すること。

(無線基地局等による占用)

- 4 無線基地局等による占用は、次の各号に掲げるところによらなければならない。
 - (1) 無線基地局等には、広告物の添加及び塗装を一切行わないこと。
 - (2) 複数の事業者の基地局等を同一の占用物件へ添加する場合は、1つの箱に収容するなどの共用基地局等とすること。
 - (3) 公共物に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合、基地局等が添加されている工作物の設置等を行う必要が生じた場合には、基地局等事業者が自らの費用負担により基地局等を改築、移転、除去その他の必要な措置をとること。

(管路による占用)

5 管路（光ファイバーケーブル、通信用のケーブル等を含む）による占用は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 公共物に縦断的に設けるものでないこと。
- (2) 公共物の方向に対して直角に設けること。
- (3) 公共物を横過する場合には下越しとすること。ただし、公共物の管理者が特に認める場合はこの限りではない。
- (4) 占用許可を受けていない物件には管類を添加しないこと。

(排水管による占用)

6 排水管（汚水、雨水等の排水に関し公共下水道への排水が不可能な場合）は、次の各号によらなければならない。

- (1) 公共物に縦断的に設けるものでないこと。
- (2) 公共物の方向に対して直角に設けること。
- (3) 他の者の既存占用排水管がある場合は、当該管路に接続すること。
- (4) 前号の場合は、当該管路管理者の承諾書を提出すること。

(農業用揚水施設、堰その他の農業用活動のために必要な施設による占用)

7 農業用揚水施設、堰その他の農業用活動のために必要な施設による占用は、公共物の管理者と事前協議を行うこと。

(上空通路による占用)

8 上空通路による占用は、次の各号に掲げるもののほか、「道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意の運用について（通知）」（平成30年7月11日付け消防予第423号）、「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて（通達）」（平成30年7月11日付け警察庁丁規発第84号）および「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（平成30年7月11日付け国住指第1201号、国住街第80号）を準用する。

- (1) 通路の設置によって、多数人の避難等相当の公共的利便に寄与するものでなければならない。
- (2) 上空通路を設けることができる施設は、次のものに限るものとし、占用申請者が公共物の両側の施設の大部分を所有していること。

ア 官公署の施設

イ 学校、図書館、研究施設その他教育文化施設

ウ 病院その他の医療施設又は保育所その他の社会福祉施設

エ 百貨店その他これに類する施設

オ 都市計画施設その他これに類する施設

カ その他都市の活性化、街づくり等当該施設の発展に寄与するもので、周辺の利用状況からみて特に市長が認める施設

- (3) 通路は、地面に対してほぼ水平とし、公共物の中心線に対して直角に結ぶものであること。
- (4) 通路を同一建物に2個設ける場合は、一方の垂直投影上の範囲内に設けること。
- (5) 通路の支柱は、公共物敷地内に設けないこと。
- (6) 構造は、不燃性のものであって、その主要部分を鉄骨又は鉄筋コンクリート造とし、必要に応じ雪止め等の設備を設けるものであること。
- (7) 通路には、ガス管、水管、熱供給管、高圧電線等を添加しないこと。
(ゴミ集積所等による占用)

9 ゴミ集積所等による占用は、公共物の管理上支障となるため、認めない。
(建築用足場、工事用仮囲い等による占用)

10 建築用足場、工事用仮囲い、落下物防護用施設（朝がお）による占用は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 占用幅は1メートル以内で、かつ、公共物の敷地内における有効幅員の3分の1以内とする。
- (2) 前1号の規定にかかわらず、落下物防護用施設については、必要な出幅とすることができる。
- (3) 足場の前面には、シート、金網等を張りめぐらすこと。
- (4) 公共物に縦断的に設けるものでないこと。
- (5) 夜間照明、赤色灯等を設け、利用者の安全を確保すること。
- (6) 官公署の指示に基づく表示板以外の広告物を表示又は掲出ししないものであること。

(養生による占用)

11 養生による占用で、工事等に伴い公共物の構造及び付属物に支障のおそれがある場合は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 養生の範囲は、影響部分を考慮した必要最小限の面積とする
- (2) 養生により公共物との高低差を生じた場合は、転倒防止策を講じること。
- (3) 鉄板による養生の場合は、滑り止めを講じ視認可能にすること。
- (4) 重量により公共物の構造物に対して支障のおそれがある場合は、養生設置前後の写真及びレベルの数値を提出すること。
- (5) 公共物の構造物に影響を与えた場合は、公共物の管理者の指示に従い、速やかに修繕すること。

(一時材料置場による占用)

12 材料置場による占用は、期間の長期化や、乱雑化により、公共物の管理上支障となるため、認めない。

(その他)

13 1から12までの基準によりがたいと認められる場合は、その都度市長が定める。

附 則（平成31年4月16日制定）

（施行期日）

- 1 この基準は、平成31年4月16日から施行する。

附 則（令和8年1月27日改正）

（施行期日）

- 1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行の際現行に占用の許可を受け公共物を占有している物件にあつては、当該物件の耐用年数が経過するまでの間に限り、この基準の相当規定に基づく許可を受けているものとみなす。許可を更新する場合もまた同様とする。